

食品に関する営業を行う場合、営業者は管理運営基準を遵守しなければなりません。
この基準の中で、以下のことが定められています。

- ・調理従事者は、年2回以上保菌検査を受け、その記録を保管しなければならない。
- ・井水、沢水等を使用している施設は、毎年水質検査を実施し、その記録を保管しなければならない。

※各検査機関で事前に専用容器を受け取る必要があります。(静岡市食品衛生協会でも取扱いがあります(検便容器のみ))

【葵区】

保菌検査 水質検査	保菌検査	保菌検査
静岡県生活科学検査センター 静岡検査所 静岡市葵区北安東四丁目27-2 静岡県環境衛生科学研究所2階 TEL 054-247-8595 受付 月～木 8:30～15:00 金のみ 8:30～12:00 (容器の受取りのみ 月～金 8:30～17:00)	(株)中部衛生検査センター 静岡事業所 静岡市葵区本通十丁目50-1 中川ビル2階 TEL 054-255-9798 受付 月～金 9:00～15:00	(財)静岡県予防医学協会 静岡市葵区建穂一丁目3-43 TEL 054-278-7716 受付 月～木 8:30～16:30
<p>※静岡県環境衛生科学研究所の2階です</p>		

※料金等については、直接、各検査機関にお問い合わせください。

【検査項目】 検便: 赤痢、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌o-157等
水: 新規 26項目、定期検査 10項目

食品に関する営業を行う場合、営業者は管理運営基準を遵守しなければなりません。
この基準の中で、以下のことが定められています。

- ・調理従事者は、年2回以上保菌検査を受け、その記録を保管しなければならない。
- ・井水、沢水等を使用している施設は、毎年水質検査を実施し、その記録を保管しなければならない。

※各検査機関で事前に専用容器を受け取る必要があります。(静岡市食品衛生協会でも取扱いがあります(検便容器のみ))

【駿河区】

保菌検査 水質検査	保菌検査	水質検査
<p>(株)静環検査センター 静岡事業所</p> <p>静岡市駿河区西脇610-3</p> <p>TEL 054-288-8765</p> <p>受付 月～金 8:30～17:30</p>	<p>(株)マルマ 静岡支店</p> <p>静岡市駿河区中島960-1</p> <p>TEL 054-202-0210</p> <p>受付 月～土 8:00～17:00</p>	<p>(株)環境計量センター</p> <p>静岡市駿河区下川原一丁目15-15</p> <p>TEL 054-268-6763</p> <p>受付 月～金 8:30～17:30</p>
<p>※西脇ビルの看板が目印。南側の新しいビル。</p>		

※料金等については、直接、各検査機関にお問い合わせください。

【検査項目】 検便: 赤痢、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌o-157等
水: 新規 26項目、定期検査 10項目